(b)　知的財産権の保護又は行使のための締約国の能力を拡大し、又は減ずるものと解してはならない。

(c)　次のことを妨げるものと解してはならない。

(i)　締約国が刑事法を執行すること。

(ii)　コンピュータを利用した双方向サービスの提供者又は利用者が法執行当局の特定のかつ合法的な命令を遵守すること。

第十九条　サイバーセキュリティ

1　両締約国は、サイバーセキュリティに対する脅威がデジタル貿易に対する信頼を損なうものであることを認識する。したがって、両締約国は、次のことを行うよう努める。

(a)　コンピュータの安全性に係る事象への対応について責任を負うそれぞれの権限のある当局の能力を構築すること。

(b)　電子的なネットワークに影響を及ぼす悪意のある侵入又は悪意のコードの拡散を特定し、及び軽減するために協力するための現行の協力の仕組みを強化すること並びに当該仕組みをサイバーセキュリティに係る事象への迅速な対処のために並びに意識の向上及び良い慣行に関する情報の共有のために利用すること。

2　両締約国は、サイバーセキュリティに対する脅威の進化する性質に鑑み、当該脅威に対処するに当たって、定められている規制よりも危険性に基づいた方法が一層効果的なものとなることができることを認識する。したがって、各締約国は、サイバーセキュリティ上の危険を特定し、及び当該危険を防止するため並びにサイバーセキュリティに係る事態の発見、当該事態への対応及び当該事態からの回復のため、危険性に基づいた方法（コンセンサス方式による基準及び危険度に応じた管理手法に関する良い慣行に依拠するもの）を採用するよう努め、及び自国の領域内の企業に対し、当該方法を利用することを奨励するよう努める。

第二十条　政府の公開されたデータ

1　両締約国は、政府の情報への公衆のアクセス及び政府の情報の公衆による利用を容易にすることが経済的及び社会的な発展、競争力並びにイノベーションを促進することを認識する。

2　締約国は、自国が政府の情報を公衆により利用可能なものとすることを選択する限りにおいて、政府の情報が機械による判読が可能であり、及び開かれた様式であること並びに検索、抽出、利用、再利用及び再配布することができるものであることを確保するよう努める。

3　両締約国は、特に中小企業のため、事業機会を増大させ、及び創出する観点から、各締約国が公衆により利用可能なものとした政府の情報へのアクセス及び当該政府の情報の利用を当該締約国が拡大することができる方法を特定するために協力するよう努める。

第二十一条　暗号法を使用する情報通信技術産品

1　この条の規定の適用上、

(a)　「暗号」又は「暗号化アルゴリズム」とは、暗号文を作成するために暗号鍵を平文と組み合わせる数学的な手法又は式をいう。

(b)　「暗号法」とは、データの内容を秘匿し、若しくは偽装し、又はデータの探知されない変更若しくは許可なく行われる使用を防止することを目的とする当該データの変換のための原理、手段又は方法をいい、一若しくは二以上の秘密のパラメーター（例えば、暗号変数）又は関連する暗号鍵の管理を使用する情報の変換に限る。

(c)　「暗号化」とは、暗号化アルゴリズムの使用を通じ、データ（平文）を再転換及び暗号法の適当な暗号鍵なしには容易に理解することができない形式（暗号文）に転換することをいう。

(d)　「情報通信技術産品」とは、意図された機能が情報の処理及び電子的手段による通信（送信及び表示を含む。）である産品又は当該機能が物理的な現象の特定若しくは記録のために若しくは物理的な過程の管理のために適用される電子的な処理である産品をいう。

(e)　「暗号鍵」とは、当該暗号鍵を知る主体は暗号化アルゴリズムの演算を再現し、又は逆算することができるが、当該暗号鍵を知らない主体はこれらを行うことができないような方法によって当該演算を決定するパラメーターであって、暗号化アルゴリズムに関連して使用されるものをいう。

2　この条の規定は、暗号法を使用する情報通信技術産品について適用する（注）。ただし、この条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　締約国の法執行当局（サービス提供者であって、自らが管理する暗号化を使用するものに対し、当該締約国の法的手続に従い暗号化されていない通信を提供するよう要求する場合に限る。）

(b)　金融商品の規制

(c)　締約国の政府（中央銀行を含む。）が所有し、又は管理するネットワーク（利用者の装置を含む。）へのアクセスに関して当該締約国が採用し、又は維持する要件

(d)　締約国が金融機関又は金融市場に関連する監督、調査又は検査の権限に基づいてとる措置

(e)　締約国の政府による又は締約国の政府のための情報通信技術産品の製造、販売、流通、輸入又は使用

3　いずれの締約国も、暗号法を使用し、及び商業上の目的のために設計された情報通信技術産品に関し、当該情報通信技術産品の製造、販売、流通、輸入又は使用の条件として、当該情報通信技術産品の製造者又は供給者に対して次のいずれかのことを要求してはならない。

(a)　当該締約国又は当該締約国の領域に所在する者に対し、暗号法に関連する財産的価値を有する情報を移転し、又は当該情報へのアクセスを提供すること（特定の技術、生産工程その他の情報（例えば、非公開の暗号鍵その他の秘密のパラメーター、アルゴリズムの仕様その他設計の詳細）の開示によるものを含む。）。

(b)　情報通信技術産品の開発、製造、販売、流通、輸入又は使用について、当該締約国の領域に所在する者と提携し、又は協力すること。

(c)　特定の暗号化アルゴリズム又は暗号を使用し、又は統合すること。

第二十二条　改正、効力発生及び終了

1　両締約国は、この協定の改正につき書面により合意することができる。改正は、両締約国がそれぞれの関係する国内法上の手続に従って当該改正の承認を書面により相互に通告した日の後三十日で、又は両締約国が決定する他の日に効力を生ずる。

2　この協定は、両締約国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により相互に通告した日の後三十日で、又は両締約国が決定する他の日に効力を生ずる。

3　いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。その終了は、一方の締約国が他方の締約国に対して書面による通告を行った日の後四箇月で、又は両締約国が決定する他の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十九年十月七日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために
　杉山晋輔
アメリカ合衆国のために
　ロバート・E・ライトハイザー

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
法務大臣臨時代理
国務大臣　武田　良太
外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣臨時代理
国務大臣　竹本　直一
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣臨時代理
国務大臣　江藤　拓
防衛大臣　河野　太郎

注　この条の規定の適用上、情報通信技術産品には、金融商品を含まない。